

勤務時間管理についての教育委員会回答表

2008年6月30日現在

番号	教育委員会	照会事項1 各教育委員会にあつては平成19年12月6日付け文科省通知を受けて採った具体的な措置があればその措置の内容	照会事項2 学校における具体的な時間管理の方法、特に始期・終期時刻の具体的な把握方法(例えばタイムカードの採用、パソコン入力等)	証拠番号 甲73
1	北海道教育委員会	各市町村教育委員会に上記通知を通知した。	特になし	甲73-1
2	青森県教育委員会	改正労働安全衛生法の規定が、常時50人未満の労働者を使用する事業場にも適用となる平成20年4月にあわせて、青森県教育委員会では、青森県立学校職員健康障害防止対策実施要綱及び運用を制定しました。これにより長時間労働に伴う健康障害を未然に防止するため、健康管理医(産業医)等の保健指導の実施に関して、必要な事項を定めました。 また、市町村教育委員会に対しては同要綱の内容について説明の場を設け周知を図りました。	同要綱の運用により記録簿の様式を定め、終業時間外に職務に関連する作業に従事した時間の記録を各自がとることとしております。	甲73-2 以下番号は甲73で枝番を付す
3	岩手県教育委員会	平成19年12月18日付け教職第670号により、岩手県内の各市町村教育委員会教育長あて労働安全衛生管理体制の整備について通知を行った。 また、平成20年2月14日付に行われた岩手県立学校長会議において、平成19年4月1日より施行している別添「岩手県教育委員会における長時間労働による健康障害防止のための保健指導実施要領」について改めて周知を図った。	「岩手県教育委員会における長時間労働による健康傷害防止のための保健指導実施要領」第4条(2)により「超過勤務手当の支給対象とならない教職員にあつては、別紙様式第1号により記録された時間」としている。	3
4	秋田県教育委員会			4
5	山形県教育委員会	①労働安全衛生管理体制の整備については、県教育委員会所管の県立学校は整備されているため、各市町村教育委員会に対して、平成19年12月20日付け福第89号により通知し、併せて各教育事務所に市町村教育委員会に対する指導について通知を行った。 ②平成19年12月の市町村教育委員会担当者会議において、労働安全衛生法に改正に伴う面接指導制度の創設について周知を図った。	文部科学省からの通知の趣旨を踏まえ、長時間勤務に伴う健康障がい防止の観点から、各県立学校職場の教育職員に対し、各人の毎日の出退勤時刻を表に記録していただき、それを翌月に校長へ提出してもらうことにより、所属長による勤務時間の適正な把握のための一助としている。	5

6	宮城県教育委員会	(1)本県では、長時間の時間外勤務者に対する医師による面接指導については、「宮城県教育委員会における長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策実施要領」を定め実施しているが、県内市町村教育委員会においては、未整備の状況も見受けられた。 このことから、県として各市町村教育委員会教育長に対し、平成20年4月からすべての事業場に面接指導が義務付けられることになったことを再度説明し、面接指導体制を含め、労働安全衛生管理体制の整備促進について働きかけを行った。 (2)平成20年度の市町村教育委員会教育長・総務課長会議において、平成19年度に文部科学省が実施した労働安全衛生管理体制の調査結果を示し、未整備状況についての速やかな改善を指導した。	「宮城県教育委員会における長時間の時間外勤務者に対する健康管理対策実施要領」に基づき、所属長は、教育職員等から毎月末に時間外勤務等報告書により時間外勤務の報告を受けるものとしている。	6
7	福島県教育委員会	面接指導の事務手続きを定めた要綱を制定した。	県立学校においては、タイムカードの採用やパソコン入力等による時間管理は行っていない。	7
8	茨城県教育委員会	平成20年1月10日付け保体第4971～4973号で、市町村教育委員会教育長、県立学校長及び教育事務所長あてに通知した。	特になし。	8
9	栃木県教育委員会	文科省通知を受けて具体的な措置は講じておりませんが、平成18年4月1日に労働安全衛生法の一部改正があり、同年8月1日から栃木県学校職員安全衛生管理規定の一部改正を行い、各県立学校の安全衛生管理者(校長)は、長時間労働による疲労の蓄積が見られる職員等があると認めるときは、産業医等による面接指導等必要な措置を講じなければならないこととしました。 また、平成19年4月及び平成20年4月に各学校へ調査を行い、現状の把握に努めております。	今後調査等により各学校の現状について把握していきたいです。	9
10	群馬県教育委員会	平成19年12月6日付け文部科学省通知を受け、各市町村教育長あてに通知し、労働安全衛生法に基づいた必要な体制が整備されるよう依頼した。 さらに、労働安全衛生主管課長が学校長会議等に出席し、平成20年度から全事業所で医師による面接指導が義務づけられることなどを説明し、制度の周知を図った。	具体的な時間管理の方法は各学校に委ねられており、現在県教育委員会としても把握していない。法の趣旨から逸脱しないよう、具体的な管理方法について検討中。	10
11	埼玉県教育委員会	各市町教育委員会に対して文部科学省通知(写)を送付し、労働安全衛生管理体制を整備するよう通知した。	労働時間については、教職員の自己申告としている。	11

12	千葉県教育委員会	平成19年12月6日に文科省から通知された「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備」について、教保第5175号で12月11日学校保健課長発で下記あてに通知し、周知徹底をはかった。 ①各市町村教育委員会保健・給食主管課長 ②館山市及び南房総市学校給食センター所長 ③各県立学校長 ④各教育事務所長	校長が業務の適正管理、時間外勤務の縮減などに努め、勤務状況を適切に把握するよう平成18年3月30日付けで「勤務時間の適正管理と休暇等の取得促進について(通知)」を発出し、『職員の出退勤時刻や休憩時間の取得状況等を把握し、適正な勤務時間の管理を行うこと』として、指導している。	12
13	東京都教育委員会			13
14	神奈川県教育委員会	神奈川県では平成18年4月1日に神奈川県教育委員会長時間時間外勤務労働者面接指導実施要領を定めており、全ての事業場に対して面接指導態勢を整備している。 また、平成19年12月6日付け文科省通知を受け、各市町村教育委員会教育長あてに「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」として「平成19年12月6日付け文科省通知」を送付するとともに、県の面接態勢を参考として提示し、万全な労働安全体制の整備を依頼している。	神奈川県では、上記「神奈川県教育委員会長時間時間外勤務労働者面接指導実施要領」において、時間外労働の時間数に把握については、所属長が各教職員の仕事量を包括的に把握し、必要に応じ本人に確認のうえ時間数を把握するものとしている。ただし、時間数の把握が困難な場合については、所属長が包括的に把握した仕事量を基に判断するものとしている。 なお、当該要領内に、長時間時間外労働者以外であっても、疲労の蓄積があると認められ、かつ、面接指導を希望する教職員については、面接指導を受診できるよう配慮しなければならない旨定められている。	14
15	山梨県教育委員会	平成19年12月6日付け文科省通知を受けて具体的措置は採っていない。 理由：労働安全衛生法の一部改正を受け、「過重労働による健康障害防止のための対策実施要領」を策定し平成18年4月1日から施行している。	・管理者が直接的に確認している。 ・始期・終期時刻をタイムカードやパソコン入力等の方法は採用していない。	15
16	静岡県教育委員会	県立学校においては、衛生管理者、健康管理医、職員安全衛生委員会の設置及び長時間労働者への医師による面接指導とも、文科省通知以前に整備済みである。 なお、同文科省通知については、各市町教育委員会への管下の学校に周知するよう通知した。	県立学校においては、平成20年度(平成20年6月1日)から、これまでの出勤簿を廃止し、あらたに出勤簿兼業務記録簿を導入する。 出勤簿兼業務記録簿には、日々「割り振られた勤務時間以外に業務に従事した時間」を記入し、月に当該時間の合計が80時間を越えた場合には、健康管理医の面接指導を希望するか否かを記載する。 なお、各市町教育委員会には、県の方式を紹介する。	16

17	新潟県教育委員会	御照会の件については、平成19年12月17日付けで労働安全衛生体制の概要説明を付して、再度市町村教育委員会へ文書により周知を図った。 なお、平成18年4月1日から一定の長時間時間外労働者について医師の面接指導が義務付けられたことは、市町村教育委員会へ文書により周知したほか、市町村教育委員会担当者を対象とした研修会でも行った。	県立学校における勤務時間の管理については、これまで多忙化解消の観点から、校長に対し機会を捉えて指導してきたところであり、校長は各学校の実情に応じて適切に処理しているものと考えている。 市町村立学校における勤務時間の管理については、市町村教育委員会に対して、服務監督権者である市町村教育委員会及び各校長が適切に行うよう指導してきたところであり、各学校の実情に応じた適切な方法によっているものと考えている。	17
18	富山県教育委員会	富山県教育委員会においては、富山県教育委員会教職員安全衛生管理規定及び富山県教育委員会職員への面接指導等実施要領により、平成19年12月6日付け文部科学省通知以前から労働安全衛生管理体制は整備済みである。 なお、県内市町村教育委員会には当該通知を受けて、文書により体制整備の周知を行った。	富山県教育委員会では、県立学校の教員全員について、具体的な始期・終期時刻の把握はしていない。 校長などの管理職が、所属の教員の日々の勤務ぶりから、概ねどの程度の超過勤務を行っているかを把握し、長時間にわたる疲労の蓄積があると思料される教職員に対して面接の実施、富山県教育委員会職員への面接指導等実施要領に基づく医師による面接を実施することとしている。	18
19	石川県教育委員会	県立学校長及び市町教育委員会教育長に対して、面接指導体制の整備について指導・助言を行った。	管理職の校内巡回等による。	19
20	福井県教育委員会			20
21	長野県教育委員会	平成19年12月21日付けで市町村(学校組合)教育委員会に通知を行い、文部科学省通知を周知するとともに、所管する学校等における労働安全衛生対策に万全を期していただくよう依頼した。	(1) 県立高等学校及び特別支援学校教職員の勤務時間は、服務規程により定められている。 教職員の毎日の始期・終期時刻は、具体的には把握していない。 なお、特別支援学校にあつては、教職員が学校で勤務をしているかどうかは、名札の表裏(教職員本人が登庁時名札を表にし、退庁時に裏にする。)で確認をしている。 (2) 市町村立小中学校 市町村の服務規程に基づき、校長が把握している。	21
22	岐阜県教育委員会	・県立学校・市町村教委に対して労働安全衛生管理体制に関する調査を実施し、体制整備を指導した。 ・年度初めの校長会、教頭会、市町村教育長会、市町村教育委員会課長等を対象とした事務連絡会議などで、労働安全衛生管理体制整備の周知徹底を図る。	学校においては次のような工夫がされているところがある。 ・職員室に、氏名名札をかけ、出勤、帰宅時に札を裏返すことにより、勤務の状況を把握する。(管理職は、その都度指導) ・朝、職員朝会を行うことで、すべての職員の出勤状況を把握する。	22

23	愛知県教育委員会	次のとおり周知 ア 各市町村県委、各教育事務所宛通知(別紙参照。平成19年12月18日) イ 県立学校の面接指導要綱を平成20年度から制定し、各市町村教委にも参考として通知(別紙参照。平成20年3月7日) ウ 平成20年2月に開催した市町村教育委員会教育長研修会において説明し、周知。	勤務時間については、県立学校長、小中学校にあつては含む監督権者である市町村教育委員会が適正に管理していると認識している。始期・終期の把握については、出勤簿又は学校日誌等の記録で用件を満たすと考えている。	23
24	三重県教育委員会	別紙「三重県立学校職員に係る過重労働による健康障害防止のための対策業務説明書(医師用)」	三重県では1人1台パソコンを使用しているため、各教職員がシステムへ時間外労働時間を入力して、時間管理をしている。別紙	24
25	和歌山県教育委員会	県立学校長、市町村教育委員会に文書で周知するとともに、県学校長会・市町村教育委員会・県立学校事務長会等で体制整備を依頼している。各校においては現状認識や改善認識が進み、衛生管理者の選出や校内衛生委員会の定期的な開催等、体制整備が進んでいる状況にあり、今後さらに指導を進める。	本県では勤務の管理を出勤簿により行い、特に始期・終期時刻の具体的な把握のためにタイムカード・パソコン入力などの導入はしていないが、日常的に管理職がその把握に努めている。必要に応じて勤務時間の割り振り変更をする場合には、事前に校長が承認した上で実施している。	25
26	奈良県教育委員会			26
27	滋賀県教育委員会	①平成19年12月6日付け、19ス学健第22号通知を受け、県下の県立学校に対しては文部科学省の調査結果の概要を、また、県下市町教育委員会に対しては、当通知の写しを送付し、労働安全衛生法および当通知等に基づき、速やかに所要の措置を講ずるよう通知した。 ②なお本県では衛生管理者等の選任・地方安全衛生委員会の設置については、教職員50人以下の学校を含むすべての県立学校において従来より実施している。 ③長時間労働を行った教職員への医師による面接指導については、平成19年4月から教職員50人以下の学校を含むすべての県立学校で実施している。 ④過重労働と健康障害のリスクや面接指導の流れについては機会を通じて周知徹底を図っており、全教職員に対しちらしの配布を行っている。	①医師による面接指導の対象となる教職員の把握のため、教育職・管理職の職員については自己申告で行う「時間外労働申告書」の様式を定め、1ヶ月の時間外労働時間が45時間を越えた職員については全員、所属長へ提出することとしている。 ②なおこの時間外労働申告書の記入は、自己の健康管理のために行うものであることを併せて周知している。	27
28	京都府教育委員会			28
29	大阪府教育委員会			29

30	兵庫県教育委員会	兵庫県教育委員会では、県立学校における面接指導体制を平成18年7月1日付けで整備済みであり、平成19年12月6日付け文部科学省通知については、平成19年12月25日付で各県立学校長あて周知し、安全衛生管理体制の充実について徹底を図った。 また、県費負担教職員については、教育事務所を通じて、各市町組合教育委員会に対して文部科学省通知について周知するとともに、労働安全衛生体制の整備、推進について周知した。	県立学校においては、「従事時間等申告表」により把握することとしている。 また、県費負担教職員については、各市町組合教育委員会に対して、「記録簿」により、勤務時間管理について適正に取り扱うよう指導している。	30
31	岡山県教育委員会	岡山県教育委員会では、労働安全衛生法等の一部を改正する法律等に基づき、長時間の労働者への医師による面接指導等については平成18年8月1日より「岡山県教育委員会職員の過重労働による健康障害防止対策実施要綱」を制定し、整備を図っているところである。 また、研修会等でも周知を図っているところである。 なお、岡山県下市町村教育委員会に対しても、当該通知の周知を図るとともに、あわせて、研修会等でも周知を図っているところである。	個人ごとの業務記録票により管理しているが、学校によってはパソコンでネットワークにより管理しているところもある	31
32	広島県教育委員会	別紙(平成19年12月17日付け通知)のとおり、各市町教育委員会教育長あてに通知を発出し、労働衛生管理体制の推進に努めるよう依頼した。 本県においては、医師の面接指導に係る実施要領を策定し、県立学校における面接指導体制の整備しており、また、県内23市町教育委員会においても、医師の面接指導に係る実施要領を策定しているところである。	職員の健康管理や校務の効率運営といった観点から、教職員についても、管理職が学校に残っている職員を現認したり、出退表示板による確認等を行ったりして、勤務時間の始期及び終期の確認等に留意し、その適正な管理に努めるよう、指導しているところである。	32

33	鳥取県教育委員会	○平成19年12月13日付けで各市町村(学校組合)教育委員会教育長宛に「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」を通知(上記文書及び関連文書を添付) ○各市町村(学校組合)教育委員会の衛生管理担当者を対象に公立学校における労働安全衛生管理体制説明会を実施(平成20年2月5日) ○平成20年3月7日付けで各県立学校長宛に「教職員の勤務時間の適正管理等について」を通知 ○平成20年3月14日付けで各市町村(学校組合)教育委員会教育長宛に「教職員の勤務時間の適正管理等について」を通知 ○各市町村(学校組合)教育行政連絡協議会において、公立学校における労働安全衛生管理体制について説明(平成20年4月15日) ○県立学校長会において、公立学校における労働安全衛生管理体制について説明及び指導(平成20年4月25日) ○各小・中・高・特別支援学校の管理職を対象に学校における安全衛生管理研修会を実施(平成20年5月8日)	○従前は各個人が紙ベースで教職員動向記録表を記入 平成20年4月から動向記録TRが使用できるようエクセルファイルを各市町村教育委員会及び各小・中各学校に送信(動向記録TRは、通常のタイムレコーダーではなくパソコン操作で出退勤時間及び時間外勤務時間のデータ管理をするものです) 県立学校の場合は、平成20年10月から時間外勤務管理システム(パソコン入力)を導入予定	33
34	島根県教育委員会	平成19年12月6日付け文部科学省通知を受けてとった具体的措置はありません。	平成19年12月6日付け文部科学省通知を受けてとった具体的措置はありません。	34
35	山口県教育委員会	山口県教育委員会においては、文部科学省の通知「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」を受け、各市町教育委員会に対し、平成19年12月25日付けで文書通知をし、周知徹底を図っています。 なお、県教委においては、「面接指導実施要領」を定め、19年4月から、面接指導が実施できる体制を整えました。	山口県教育委員会においては、県立学校校長や市町教育長会議等機会あるごとに、「勤務時間の適正な管理」について、周知徹底を図っています。 なお、「面接指導実施要領」において、所属長は、職員の勤務状況、疲労蓄積の状況等の把握に努めることとしています。	35
36	愛媛県教育委員会			36
37	高知県教育委員会	・高知県教育委員会では、平成19年12月6日付け文科省通知を受け、各市町村(学校組合)教育長及び、各県立学校長あて労働安全衛生体制整備について通知を行った。 ・高知県教育委員会事務局では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第19条(指導主事その他の職員)第1項による指導主事及び県立学校教職員に対し、平成20年4月より長時間勤務を行った職員の健康管理のため、医師による面接指導を実施。	・各県立学校で、職員の勤務時間の割振り等に関する規定に勤務時間の割振りを示し、出勤簿、週休日の振替等命令簿等で管理。 ・市町村(学校組合)立の小中学校でも、勤務時間の割振りを示し、出勤簿、週休日の振替等命令簿等で管理。 ・高知県教育委員会事務局指導主事及び県立学校教育職員の医師による面接指導にかかる勤務状況は、別添「業務記録票」等により把握。	37

38	徳島県教育委員会	県内各市町村教育委員会に対して同通知の周知を行った。 (県立学校については、面接指導体制は整備済であるため措置なし。)	時間管理に関し、市町村立学校については各市町村教育委員会に平成18年4月1日付け文科省通知の周知を行い、また、県立学校については各学校長(安全衛生管理者)に委ねており統一的な方法は採っていないが、同通知に基づき適切に対応するよう指導している。	38
39	香川県教育委員会			39
40	福岡県教育委員会	本県教育委員会事務局及び県立学校においては、平成19年9月1日から労働者の数にかかわらず、すべての所属において医師による面接指導体制を整備しており、平成19年12月6日付け文部科学省通知を受けて特段の措置は行っていない。 また、県内の市町村立学校の労働安全衛生管理体制の整備は、設置者である各市町村教育委員会が行う必要があるため、上記の通知を受けて各市町村教育委員会に対し体制の整備を行うようあらためて依頼した。	(超勤4項目について) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第7条2項各号に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときは時間外勤務を命じることとなり、事後に管理職へその内容の報告があることから、時間外勤務の事実の把握は可能である。 (上記以外について) 上記以外の業務、いわゆる教員の自主的な業務、部活動の指導、校外指導、持ち帰り業務等は、時間外勤務時間を厳密に把握することは困難である。	40
41	大分県教育委員会	大分県教育委員会教育長名で各市町村教育委員会教育長あてに、同通知の趣旨を踏まえ、速やかに所要の措置を講ずるとともに、公立学校等における労働安全衛生対策に万全を期するよう、文書通知しました。 また、市町村訪問や市町村教育委員会安全衛生担当課長が出席する市町村立学校安全衛生連絡協議会などを通じて、平成20年4月からすべての事業場で長時間勤務者に対する面接指導が義務づけられることについて周知するとともに、そのための体制整備を行うよう指導しました。 なお、県立学校においては、すでに全ての学校に産業医を配置し、「県立学校職員の長時間勤務者に対する健康管理対策実施要領」を定め施行していることから、今回の文部科学省からの通知を受けての具体的な措置はとっていません。	大分県の公立学校における教職員の時間管理については、タイムカードの採用等によるものではありませんが、管理職の現認等により把握しています。 なお、教職員の健康管理対策として、県立学校においては、平成18年10月から、長時間勤務者に対する医師による面接指導の実施のため、各教職員が時間外勤務の記録(記録票による)をすることとしております。 また、同制度の導入について、市町村教育委員会にも助言しているところであります。	41

42	佐賀県教育委員会	・市町立の小中学校に関しては、各教育事務所長及び各市町教育委員会教育長に対して、文部科学省通知文の写しを添付し、管下の小中学校における労働安全衛生管理体制の整備を行うよう通知した。 ・県立学校に関しては、労働安全衛生管理体制の整備の一環として、衛生委員会のてびき書の作成を進めてきた。また、長時間勤務者への産業医等による面接指導実施に向けての要項等の作成を行ってきた。	・勤務における始期、終期の把握は特に行っていない。	42
43	長崎県教育委員会	本県では全ての県立学校に健康管理医を配置しており、医師による面接指導体制は整備済みである。また、市町立学校については、各市町教育委員会に対し面接指導体制を整備するよう文書通知や会議等での指導を行った。	県立学校長に対しては、勤務時間の管理について一般的な指導を行ってきたが、より具体的な方法について、改めて検討しているところである。	43
44	熊本県教育委員会	熊本市教育委員会、各教育事務所及び各県立学校長へ通知。	具体的な時間管理の方法は定めていない。	44
45	宮崎県教育委員会	労働安全衛生法では、義務規定として「100時間を超えて労働させた者」を対象としているが、健康管理を推進するため、県立学校職員における対象者を次のとおり定めた。 (対象者) ①正規の勤務時間を超えて行う業務の従事時間が1月当たり80時間を超えた者でかつ面接指導を希望する者 ②上記①に該当する者のほか、所属長が特に面接指導が必要と認めた者	平成18年4月3日付け文科省通知(別紙)に基づき労働安全衛生対策に万全を期するよう、各県立学校に通知している。	45
46	鹿児島県教育委員会	鹿児島県では、平成19年12月6日の文部科学省通知を受け、市町村教育委員会教育長に対し通知文を発送し、長時間勤務者に対する医師等の面接指導体制の整備を再度依頼した。 なお、県立学校においては、既に全ての学校に産業医を配置し、「実施要領」を定め施行していることから、今回の文部科学省からの具体的な措置はとっていない。	時間管理については、各学校の管理職に任せてある。	46
47	沖縄県教育委員会	沖縄県教育委員会では、平成19年12月6日付け文科省通知を受けて平成19年12月18日付けで市町村教育委員会教育長及び県立学校長に通知し、周知を図ったところである。	本県においては出勤簿の押印により管理している。 (個々人の時間管理においてタイムカードの採用やパソコン入力等は行っていない。)	47